

平成 23 年 第 3 回

三重県議会定例会会議録

(10 月 18 日)
(第 6 号)

第 6 号
10 月 18 日

平成23年第3回

三重県議会定例会会議録

第6号

平成23年10月18日（火曜日）

議事日程（第6号）

平成23年10月18日（火）午前10時開議

- 第1 議案第2号から議案第17号まで並びに議案第19号から議案第21号まで
〔委員長報告、採決〕
- 第2 認定第1号から認定第4号まで
〔委員長報告、採決〕
- 第3 請願の件
〔討論、採決〕
- 第4 意見書案第2号から意見書案第10号まで
〔採決〕
- 第5 決議案第1号
〔採決〕
- 第6 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 第7 東日本大震災に関する復旧・復興支援調査特別委員会廃止の件
- 第8 議案第24号から議案第26号まで
〔提案説明、質疑、委員会付託〕
- 第9 議案第27号
〔提案説明、採決〕
- 第10 認定第5号から認定第17号まで
〔提案説明、委員会付託〕

第11 議員派遣の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号から議案第17号まで並びに議案第19号から議案第21号まで
- 日程第2 認定第1号から認定第4号まで
- 日程第3 請願の件
- 日程第4 意見書案第2号から意見書案第10号まで
- 日程第5 決議案第1号
- 日程第6 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第7 東日本大震災に関する復旧・復興支援調査特別委員会廃止の件
- 日程第8 議案第24号から議案第26号まで
- 日程第9 議案第27号
- 日程第10 認定第5号から認定第17号まで
- 日程第11 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

| | | | |
|----|---|-----|----|
| 1 | 番 | 下野 | 幸助 |
| 2 | 番 | 田中 | 智也 |
| 3 | 番 | 藤根 | 正典 |
| 4 | 番 | 小島 | 智子 |
| 5 | 番 | 彦坂 | 公之 |
| 6 | 番 | 粟野 | 仁博 |
| 7 | 番 | 石田 | 成生 |
| 8 | 番 | 大久保 | 孝栄 |
| 9 | 番 | 東 | 豊 |
| 10 | 番 | 中西 | 勇 |

| | | | | | |
|----|---|---|---|----|---|
| 11 | 番 | 濱 | 井 | 初 | 男 |
| 12 | 番 | 吉 | 川 | | 新 |
| 13 | 番 | 長 | 田 | 隆 | 尚 |
| 14 | 番 | 津 | 村 | | 衛 |
| 15 | 番 | 森 | 野 | 真 | 治 |
| 16 | 番 | 水 | 谷 | 正 | 美 |
| 17 | 番 | 杉 | 本 | 熊 | 野 |
| 18 | 番 | 中 | 村 | 欣一 | 郎 |
| 19 | 番 | 小 | 野 | 欽 | 市 |
| 20 | 番 | 村 | 林 | | 聡 |
| 21 | 番 | 小 | 林 | 正 | 人 |
| 22 | 番 | 奥 | 野 | 英 | 介 |
| 23 | 番 | 中 | 川 | 康 | 洋 |
| 24 | 番 | 今 | 井 | 智 | 広 |
| 25 | 番 | 藤 | 田 | 宜 | 三 |
| 26 | 番 | 後 | 藤 | 健 | 一 |
| 27 | 番 | 辻 | | 三千 | 宣 |
| 28 | 番 | 笹 | 井 | 健 | 司 |
| 29 | 番 | 稻 | 垣 | 昭 | 義 |
| 30 | 番 | 北 | 川 | 裕 | 之 |
| 31 | 番 | 舘 | | 直 | 人 |
| 32 | 番 | 服 | 部 | 富 | 男 |
| 33 | 番 | 津 | 田 | 健 | 児 |
| 34 | 番 | 中 | 嶋 | 年 | 規 |
| 35 | 番 | 竹 | 上 | 真 | 人 |
| 36 | 番 | 青 | 木 | 謙 | 順 |
| 37 | 番 | 中 | 森 | 博 | 文 |
| 38 | 番 | 前 | 野 | 和 | 美 |

| | | | |
|-----|---|----|----|
| 39 | 番 | 水谷 | 隆 |
| 40 | 番 | 日沖 | 正信 |
| 41 | 番 | 前田 | 剛志 |
| 43 | 番 | 舟橋 | 裕幸 |
| 44 | 番 | 三谷 | 哲央 |
| 45 | 番 | 中村 | 進一 |
| 46 | 番 | 岩田 | 隆嘉 |
| 47 | 番 | 貝増 | 吉郎 |
| 48 | 番 | 山本 | 勝 |
| 49 | 番 | 永田 | 正巳 |
| 50 | 番 | 山本 | 教和 |
| 51 | 番 | 西場 | 信行 |
| 52 | 番 | 中川 | 正美 |
| (42 | 番 | 欠 | 番) |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | |
|------------|----|-----|
| 事務局長 | 林 | 敏一 |
| 書記(事務局次長) | 神戸 | 保幸 |
| 書記(議事課長) | 原田 | 孝夫 |
| 書記(企画法務課長) | 野口 | 幸彦 |
| 書記(議事課副課長) | 山本 | 秀典 |
| 書記(議事課副課長) | 藤野 | 久美子 |
| 書記(議事課主幹) | 加藤 | 元 |

会議に出席した説明員の職氏名

| | | |
|-----|----|----|
| 知事 | 鈴木 | 英敬 |
| 副知事 | 安田 | 敏春 |
| 副知事 | 江畑 | 賢治 |

| | |
|------------|---------|
| 政 策 部 長 | 小 林 清 人 |
| 総 務 部 長 | 植 田 隆 |
| 防災危機管理部長 | 大 林 清 |
| 生活・文化部長 | 北 岡 寛 之 |
| 健康福祉部長 | 山 口 和 夫 |
| 環境森林部長 | 辰 己 清 和 |
| 農水商工部長 | 渡 邊 信一郎 |
| 県土整備部長 | 北 川 貴 志 |
| 政 策 部 理 事 | 梶 田 郁 郎 |
| 政策部東紀州対策局長 | 小 林 潔 |
| 政 策 部 理 事 | 藤 本 和 弘 |
| 健康福祉部理事 | 稲 垣 清 文 |
| 健康福祉部こども局長 | 太 田 栄 子 |
| 環境森林部理事 | 岡 本 道 和 |
| 農水商工部理事 | 山 川 進 |
| 農水商工部観光局長 | 長 野 守 |
| 県土整備部理事 | 廣 田 実 |
| 企 業 庁 長 | 東 地 隆 司 |
| 病院事業庁長 | 南 清 |
| 会計管理者兼出納局長 | 山 本 浩 和 |
| 教育委員会委員長 | 清 水 明 |
| 教 育 長 | 真 伏 秀 樹 |
| 公安委員会委員 | 田 中 彩 子 |
| 警 察 本 部 長 | 齊 藤 実 |
| 代表監査委員 | 植 田 十志夫 |

監査委員事務局長

長谷川 智 雄

人事委員会委員

岡 喜理夫

人事委員会事務局長

堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員長

浅 尾 光 弘

労働委員会事務局長

小 林 正 夫

午前10時0分開議

開 議

議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されました。

次に、意見書案第2号から意見書案第10号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、決議案第1号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第24号から議案第27号まで、認定第5号から認定第17号まで並びに報告第36号及び報告第37号は、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査意見がつけられております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定める監査委員の審査意見が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、土地開発基金運用状況報告書及び監査委員の同審査意見書が提出さ

れましたので、それぞれさきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

政策総務常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件名 |
|------|-----------|
| 16 | 財産の取得について |

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年10月5日

三重県議会議長 山本 教和 様

政策総務常任委員長 中森 博文

防災農水商工常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件名 |
|------|------------------------------------|
| 4 | みえの観光振興に関する条例案 |
| 12 | 工事請負契約について（三重県防災通信ネットワーク更新工事（衛星系）） |

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年10月6日

三重県議会議長 山本 教和 様

防災農水商工常任委員長 長田 隆尚

生活文化環境森林常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件名 |
|------|--------------------------------------|
| 13 | 製造委託契約について（新三重県立博物館（仮称）展示製作及び施工業務委託） |

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年10月6日

三重県議会議長 山本 教和 様

生活文化環境森林常任委員長 津村 衛

健康福祉病院常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件名 |
|------|------------------------------|
| 9 | 三重県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案 |
| 19 | 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標について |

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年10月4日

三重県議会議長 山本 教和 様

健康福祉病院常任委員長 今井 智広

県土整備企業常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件 名 |
|------|---|
| 1 0 | 三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 1 4 | 工事請負契約について（主要地方道一志美杉線（矢頭峠バイパス）道路改良（矢頭峠トンネル（仮称）工事） |
| 1 5 | 工事請負契約の変更について（二級河川百々川基幹河川改修工事（防潮水門下部工）） |
| 2 0 | 県道の路線廃止について |
| 2 1 | 三重県住宅供給公社の解散について |

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年10月7日

三重県議会議長 山本 教和 様

県土整備企業常任委員長 森野 真治

教育警察常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件 名 |
|------|-----------------------|
| 5 | 三重県スポーツ推進審議会条例案 |
| 1 1 | 三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案 |
| 1 7 | 財産の取得について |

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年10月7日

三重県議会議長 山本 教和 様

教育警察常任委員長 小林 正人

予算決算常任委員会審査報告書

| 議案番号 | 件 名 |
|------|-------------------------------|
| 2 | 平成23年度三重県一般会計補正予算(第6号) |
| 3 | 平成23年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 6 | 副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 7 | 三重県手数料条例の一部を改正する条例案 |
| 8 | 三重県県税条例の一部を改正する条例案 |

| 認定番号 | 件 名 |
|------|--------------------|
| 1 | 平成22年度三重県水道事業決算 |
| 2 | 平成22年度三重県工業用水道事業決算 |
| 3 | 平成22年度三重県電気事業決算 |
| 4 | 平成22年度三重県病院事業決算 |

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決又は認定すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年10月13日

三重県議会議長 山本 教和 様

予算決算常任委員長 岩田 隆嘉

請願審査結果報告書

(新 規 分)

生活文化環境森林常任委員会関係

| 受理番号 | 件名 | 提出者 | 紹介議員 | 審査結果 |
|------|--|---|---|--------------|
| 請3 | 東日本大震災の復興と森林・林業の再生に向けた「森林整備加速化・林業再生事業」の拡充延長を国に要請すること及び県産材利用拡大のための木造住宅補助制度の創設を求めることについて | 津市桜橋1丁目104番地 林業会館2階 社団法人三重県森林協会 会長 尾上 武義 ほか2名 | 中 森 博 文 今 井 智 広 大久保 孝 栄 東 服 部 富 豊 服 部 富 男 | 一部採択 (前段) |

健康福祉病院常任委員会関係

| 受理番号 | 件名 | 提出者 | 紹介議員 | 審査結果 |
|------|-----------------------------|--|--|------|
| 請4 | 通所サービス利用促進事業の制度存続を求めることについて | 四日市市川島町1026-1 社会福祉法人四季の里 理事長 福原 豊和 ほか10,778名 | 日 沖 正 信 森 野 真 治 中 川 洋 小 林 正 人 中 森 博 文 東 豊 中 西 勇 竹 上 真 人 大久保 孝 栄 永 田 正 巳 服 部 富 裕 舟 橋 裕 幸 | 採択 |
| 請5 | 公衆浴場施設設備の整備に伴う助成を求めることについて | 津市大倉 13-19 アコギビル3階 三重県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長 田中 茂毅 | 中 森 博 文 中 川 康 洋 東 豊 大久保 孝 栄 中 西 勇 服 部 富 男 | 採択 |

教育警察常任委員会関係

| 受理番号 | 件名 | 提出者 | 紹介議員 | 審査結果 |
|------|--|---|--|------|
| 請6 | 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについて | 津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名 | 稲垣 昭義 藤田 宜三 舟橋 裕幸 | 採択 |
| 請7 | 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めることについて | 津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名 | 稲垣 昭義 藤田 宜三 舟橋 裕幸 | 採択 |
| 請8 | 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて | 津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名 | 稲垣 昭義 今井 智広 東 孝栄 大久保 孝栄 藤田 宜三 | 採択 |
| 請9 | 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めることについて | 津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名 | 稲垣 昭義 今井 智広 東 孝栄 大久保 孝栄 藤田 宜三 | 採択 |
| 請10 | 三重県立聾学校独自の寄宿舎存続を求めることについて | 松阪市五主町1317-16 三重県聾学校PTA 会長 林 初美 ほか322名 | 中川 康洋 森博 博文 今井 智広 東 孝栄 中西 勇 大久保 孝栄 服部 富男 | 採択 |

意見書案第2号

東日本大震災からの復興及び森林・林業の再生に向けて森林整備
加速化・林業再生事業の拡充延長を求める意見書案
上記提出する。

平成23年10月4日

提 出 者

生活文化環境森林常任委員長
津 村 衛

東日本大震災からの復興及び森林・林業の再生に向けて森林整備
加速化・林業再生事業の拡充延長を求める意見書案

平成21年度補正予算により造成された基金事業である森林整備加速化・林業再生事業により、都道府県においては、関係者が一体となって路網整備や林業機械の導入等により間伐材の利用促進等を図り、間伐の推進や林業・木材産業の再生を図ってきたところであるが、この事業は平成23年度までの時限措置である。

さて、今般の東日本大震災により、製材・合板工場などの木材加工・流通施設等に甚大かつ広域に及ぶ被害が発生し、被災した住宅や公共施設の復旧に必要な木材の供給など、今後の本格的な復興に向け、全国規模で支援を進めていくことが求められている。

また、森林の有する多面的機能の発揮や林産物の供給及び利用促進のためには、これまでの森林・林業の再生のための取組を継続的かつ安定的に実施する必要がある、この事業の継続は不可欠である。

よって本県議会は、国において、この森林整備加速化・林業再生事業を拡充延長されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣
東日本大震災復興対策担当大臣

意見書案第3号

通所サービス等利用促進事業の継続を求める意見書案
上記提出する。

平成23年10月4日

提出者

健康福祉病院常任委員長

今井 智 広

通所サービス等利用促進事業の継続を求める意見書案

平成19年度から、障害者自立支援法の施行に伴い、事業者に対する運営の安定化等を図る措置として通所サービス等利用促進事業が実施されている。これは、日中活動サービス、通所施設及び短期入所における送迎サービスに対して助成を行うものである。

自家用車の運転や公共交通機関の利用が困難な障がい者にとって、福祉事業所等が実施する送迎サービスは、貴重な交通手段の一つである。

もとより、障がい者にとって日中に活動場所に通所することは、生活リズムを整えながら調理や創作、社会機能訓練等を行うだけでなく、社会参加や、就職を含めた経済活動への参加にもつながるものである。さらに、多くの障がい者が社会参加することは、障がい者やその家族に対する理解や関心が高まり、年齢や障がいの有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる共生社会の実現につながることを期待できる。

よって本県議会は、国において、平成23年度末までの実施を予定している通所サービス等利用促進事業を、平成24年度以降も継続されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣(少子化対策)

意見書案第4号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案
上記提出する。

平成23年10月7日

提出者

教育警察常任委員長

小林 正人

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保と適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

これまで、平成16年の三位一体改革や平成22年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきたところであるが、今後も、改革によるこの制度への影響を注視する必要がある。

一般財源で措置されている教材購入費や図書購入費、情報関連整備費等にお

いて、措置額が基準財政需要額を下回るなどの地域格差が生じているように、厳しい地方財政を背景に、一般財源化は教育の地域格差を拡大させる懸念がある。

よって本県議会は、その時々々の国や地方の財政状況に影響されることのない、確固とした制度によって未来を担う子どもたちに豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要であるとの認識の下、国において、義務教育費国庫負担制度を存続し、更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
文部科学大臣

意見書案第5号

新・教職員定数改善計画(案)の着実な実施及び教育予算の拡充
を求める意見書案

上記提出する。

平成23年10月7日

提出者

教育警察常任委員長

小林 正人

新・教職員定数改善計画(案)の着実な実施及び教育予算の拡充
を求める意見書案

平成22年8月、国において新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画

(案)が策定され、少人数学級(35人学級・30人学級)の推進等、教職員配置の改善及び柔軟な学級編制実施のための制度改正が盛り込まれた。

この計画の初年度分の実施のため、平成23年度当初予算に所要の財政措置が講じられた。

また、平成23年4月には、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正が行われ、小学校1年生の学級編制の標準の引き下げや、市町村が地域や学校の実情に応じて柔軟に学級を編制できる仕組みの構築が図られた。

すでに本県においては、小学校1年生及び2年生の30人学級などが実施されており、少人数学級を実施している学校では「子ども達が活躍する場が増えて意欲的になった」「子どもの話をじっくり聞くことができる」といった保護者や教職員からの声が多く聞かれるところである。

さて、我が国の平成20年における公財政教育支出の対GDP比は、経済協力開発機構(OECD)加盟国の平均5.0%を下回る、最低レベルの3.3%である。

山積する教育問題の解決を図り、未来を担う子ども達一人ひとりを大切にしたい教育を進めるためには、学級編制基準の更なる引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要である。

よって、本県議会は、国において、新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)の着実な実施及び教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教 和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣
国家戦略担当大臣

意見書案第6号

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める

意見書案

上記提出する。

平成23年10月7日

提出者

教育警察常任委員長

小林 正人

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める

意見書案

経済・雇用情勢の悪化は、子どもたちの学びに大きな影響を与えている。

平成21年度文部科学白書では、我が国においては家庭の教育費負担が大きい一方、教育に対する公財政支出が国際比較で低い水準にあると指摘されている。平成20年における、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均が12.9%であるのに対して、我が国は9.4%と最低レベルである。他方、我が国は、教育支出に占める私費負担の割合が大きい。

このような状況を背景に、平成22年度より公立高等学校の授業料が無償化され、また、私立高校等の生徒を対象とした高等学校等就学支援金制度が創設されるなど、就学及び修学の支援に関する制度が一定程度拡充された。

しかし、入学料や学用品費等、授業料以外は無償化の対象外であり、奨学金の貸与者数は増加しているなど、保護者等の経済的負担は依然として重い。

よって、本県議会は、すべての子ども達に学びの機会を保障するため、国において、保護者負担を軽減するための就学・修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教 和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣

意見書案第7号

防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の充実を求める

意見書案

上記提出する。

平成23年10月7日

提出者

教育警察常任委員長

小林 正 人

防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の充実を求める

意見書案

今後30年以内に東海地震、東南海地震又は南海地震の発生する可能性は、50%～87%の確率であり、いつ大地震が発生してもおかしくない状況である。これらの3地震が同時に発生する可能性も指摘されているところであり、その場合には、地震規模がマグニチュード8.7以上にもなると予測されている。

本県においては、県内全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定され、県内10市町が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されている。

公立学校は、児童生徒の安全の確保のみならず、地震発生時には被災住民の避難場所や地域住民の情報又は物資の拠点など多様な役割を果たすものであり、公立学校のさらなる耐震化や防災機能の強化は、喫緊の課題である。

これに加えて、不審者による学校への侵入や子どもへの付きまとい、登下校

時の交通事故など、学校の内外における子どもの安全の確保も緊要である。

よって、本県議会は、国において、防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山 本 教 和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣
内閣府特命担当大臣(防災)

意見書案第8号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

上記提出する。

平成23年10月7日

提出者

大久保 孝 栄

中 西 勇

今 井 智 広

稲 垣 昭 義

中 森 博 文

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

東日本大震災により、東北及び関東の多くの地方公共団体で壊滅的な被害が発生し、本県も水産業等において大きな被害を受けた。

さらに、台風12号及び15号は、熊野市や紀宝町等の県南部に甚大な被害をもたらした。

今後、地方公共団体を中心として災害からの復旧及び復興に向けた取組や防災対策の見直し等が必要であり、それらに対して国の責任による全面的な支援が求められる。

また、東日本大震災や原子力発電所の事故、相次ぐ自然災害等の影響や、円高の長期化などから、我が国経済は依然として停滞しており、社会不安が増大している。地域における雇用の確保や社会保障の確実な実施など、セーフティネットの確保のため地方自治体が果す役割はますます重要となっている。

国は、今年度の地方交付税として総額17.5兆円を確保しているところであるが、来年度予算においても震災対策費等を確保しつつ、今年度と同規模以上の地方財政計画が必要である。

よって本県議会は、来年度の地方財政の健全化のため、国において下記の事項を確実に実施されるよう強く要望する。

記

- 1 被災地を抱える地方公共団体が要する復興費については、国の責任においてその財源を確保し、当該地方公共団体の財政を悪化させないよう十分な対策を講ずること。
- 2 各地方公共団体が、必要な公共サービスを提供しつつ、防災対策や雇用対策の充実、医療及び福祉分野の人材の確保などのセーフティネットの整備のため今後増大する財政需要に対応できるよう、来年度予算を確保すること。
- 3 地方税財源の充実及び強化を図るため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲や地域間格差是正のための地方交付税の確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な改革を推進すること。
- 4 クリーンエネルギーを推進することにより環境対策を充実させるとともに、農林水産業の再興等により地方の振興を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
東日本大震災復興対策担当大臣

意見書案第9号

円高・デフレ対応のための経済対策を求める意見書案
上記提出する。

平成23年10月7日

提出者

大久保 孝 栄
中 西 勇
今 井 智 広
稲 垣 昭 義
中 森 博 文

円高・デフレ対応のための経済対策を求める意見書案

欧州のソブリンリスクや欧米の景気下振れ懸念を背景として円高が急速に進行し、高止まりしている。この円高やこれまでのデフレが、東日本大震災や原子力災害による日本経済の落ち込みに追い打ちをかける形となり、国民や企業の先行きに対する不安が高まっている。

政府は、第一次及び第二次の補正予算を策定したとはいえ、東日本大震災からの本格的な復興につながる予算規模とは言えず、景気回復につながっていない。

この上、円高や電力不足が長期化すると、企業の海外移転や人材の流出が加速し、雇用や産業の空洞化が不可避とみられる。

さらに、円高の長期化は、地域の製造業や観光業に深刻な影響を与えている。よって本県議会は、国において、日本全体の経済復興が被災地の復興につな

がるとの認識の下、円高への対応として下記の事項について早急に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 中小企業の資金繰り対策の拡充など、円高の影響を直接受ける輸出産業への影響を緩和する施策を打ち出すこと。
- 2 日本全体の景気回復につながる経済対策や、防災対策の充実のために必要な公共事業等を推進すること。
- 3 外国人観光客の減少に対応する観光業への支援策を打ち出すこと。
- 4 地域雇用の維持及び確保に活用できる臨時交付金を創設すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣

意見書案第10号

子ども・子育て新システムの充実を求める意見書案
上記提出する。

平成23年10月7日

提出者

大久保 孝 栄
中 西 勇
今 井 智 広
稲 垣 昭 義
中 森 博 文

子ども・子育て新システムの充実を求める意見書案

本年7月、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び「子ども・子育て新システムに関する中間取りまとめ」を踏まえ、子ども・子育て新システムの成案を取りまとめ、早急に所要の法律案を国会に提出することと決定された。

しかしながら、新システムの導入には、1兆円超の額が必要と見込まれているものの、その財源の確保は不透明であり、今のところ可能なものから段階的に実施するとされている。

また、新システムにおいては、株式会社やNPO等多様な事業主体が保育事業に参入し、市場原理が導入されることとなるため、福祉分野の一つとして国が拡充を図ってきた保育の在り方を見直すこととなるとともに、保護者の負担の増大につながる可能性がある。

現在では、来年度以降の保育に関する施策の方向性が不透明であり、保護者や保育現場に、不安や無用の混乱を与える懸念がある。

よって本県議会は、国において、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるため、下記の事項について取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 子ども・子育て新システムの導入に要する財源を確保すること。
- 2 保育に関する制度の見直しに当たっては、保護者や現場で保育に携わる者その他の関係者の意見を十分に尊重すること。
- 3 来年度の予算編成に当たり、安心子ども基金等保育の充実に向けた地方の創意工夫が発揮される予算の拡充を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教和

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣
国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣（行政刷新）
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

決議案第1号

第76回国民体育大会の招致に関する決議案
上記提出する。

平成23年10月7日

提出者

大久保 孝 栄
中 西 勇
今 井 智 広
稲 垣 昭 義
中 森 博 文

第76回国民体育大会の招致に関する決議案

国民体育大会は、我が国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上を図ることを目的として開催されており、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与してきた。

本県では、昭和50年に「たくましくあすをひらこう」をテーマとして、「第30回みえ国体」を開催した。県民総参加で成功させたこの大会は、本県選手団の活躍もあり、県民に自信と誇りを植えつけるとともに、本県のスポーツが発展する基礎を築き上げる役割を果たした。

この国民体育大会を再び本県に招致することは、本県のスポーツのさらなる振興はもとより、県民の連帯感と郷土意識の醸成や、活力に満ちた郷土づくりの推進のためにも極めて意義深いものである。

よって、本議会は、平成33年の第76回国民体育大会（本大会）を本県に招致することを強く要望する。

以上、決議する。

平成 年 月 日

三重県議会

追加提出議案件名

- 議案第24号 平成23年度三重県一般会計補正予算（第8号）
 - 議案第25号 平成23年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
 - 議案第26号 平成23年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
 - 議案第27号 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて
 - 認定第5号 平成22年度三重県歳入歳出決算
 - 認定第6号 平成22年度三重県債管理歳入歳出決算
 - 認定第7号 平成22年度三重県交通災害共済事業歳入歳出決算
 - 認定第8号 平成22年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業歳入歳出決算
 - 認定第9号 平成22年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業歳入歳出決算
 - 認定第10号 平成22年度三重県就農施設等資金貸付事業等歳入歳出決算
 - 認定第11号 平成22年度三重県地方卸売市場事業歳入歳出決算
 - 認定第12号 平成22年度三重県林業改善資金貸付事業歳入歳出決算
 - 認定第13号 平成22年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業歳入歳出決算
 - 認定第14号 平成22年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等歳入歳出決算
 - 認定第15号 平成22年度三重県港湾整備事業歳入歳出決算
 - 認定第16号 平成22年度三重県流域下水道事業歳入歳出決算
 - 認定第17号 平成22年度三重県公共用地先行取得事業歳入歳出決算
-

委 員 長 報 告

議長（山本教和） 日程第 1、議案第 2 号から議案第17号まで及び議案第19号から議案第21号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。長田隆尚防災農水商工常任委員長。

〔長田隆尚防災農水商工常任委員長登壇〕

防災農水商工常任委員長（長田隆尚） 御報告申し上げます。

防災農水商工常任委員会に審査を付託されました議案第 4 号みえの観光振興に関する条例案外 1 件につきましては、去る10月 4 日及び 6 日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 津村 衛生活文化環境森林常任委員長。

〔津村 衛生活文化環境森林常任委員長登壇〕

生活文化環境森林常任委員長（津村 衛） 御報告申し上げます。

生活文化環境森林常任委員会に審査を付託されました議案第13号製造委託契約について（新三重県立博物館（仮称）展示製作及び施工業務委託）は、去る10月 6 日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 今井智広健康福祉病院常任委員長。

〔今井智広健康福祉病院常任委員長登壇〕

健康福祉病院常任委員長（今井智広） 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第 9 号三重県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案外 1 件につきましては、去る10月 4 日及び 6 日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、医師確保対策についてであります。

本県における医師不足や偏在を解消していく上で非常に重要な役割を担う地域医療支援センター（仮称）については、早期の設置が望まれるものの、今年度における国の補助事業採択は非常に厳しい状況と聞いております。また、これとは別に、医師不足解消へのもう一つの側面として臨床研修医を教育する立場の指導医が医療現場で非常に疲弊しているとの声も聞いており、指導医に対する処遇改善も求められている状況です。

このような中、県当局におかれては、まずは地域医療支援センター（仮称）の早期設置・運営に向けてこれまで以上に取り組むとともに、若手医師の育成に当たる指導医への支援策についてもさらに充実されることを要望します。

次に、特別養護老人ホームの整備についてであります。

今回、第5期介護保険事業支援計画における取組方針が示され、介護サービス基盤の整備が重点的な取組項目として位置づけられています。

この中では、特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向け、施設整備に努めるとともに、個室ユニット化を推進するという方針が示されていますが、利用者からは、比較的負担額の少ない多床型の整備を求める声も上がっております。

県当局におかれては、これまで国が定めてきた高齢者施設の設置基準を県条例において規定できるようになったことも踏まえ、地域の実情に応じた弾力的な介護サービス基盤の整備に努められるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 森野真治県土整備企業常任委員長。

〔森野真治県土整備企業常任委員長登壇〕

県土整備企業常任委員長（森野真治） 御報告申し上げます。

県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第10号三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案外4件につきましては、

去る10月7日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、10月5日及び7日に開催された委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

平成23年台風12号による被害の早期復旧についてであります。

先般の台風12号は、三重県をはじめ、和歌山県、奈良県など、広範囲に大きな被害をもたらしました。改めて、不幸にもお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

台風12号による被害の甚大さにかんがみ、県土整備企業常任委員会においては、急遽9月7日から8日にかけて被災地の調査を行い、9月12日、台風12号の被害の復旧・復興に対する申入書により、議会から知事に緊急の申し入れを行ったところです。

台風12号は、道路、河川等の公共土木施設及び水力発電施設にも大きな被害をもたらしました。執行部におかれましては、2次災害の発生を防ぐとともに、被災された皆様に早期にもとの生活を取り戻していただくため、そして、電力の安定供給に資するため、地元自治体、関係機関等と十分に協議しつつ、早期復旧に取り組まれることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 小林正人教育警察常任委員長。

〔小林正人教育警察常任委員長登壇〕

教育警察常任委員長（小林正人） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第5号三重県スポーツ推進審議会条例案外2件につきましては、去る10月5日及び7日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 中森博文政策総務常任委員長。

〔中森博文政策総務常任委員長登壇〕

政策総務常任委員長（中森博文） 御報告申し上げます。

政策総務常任委員会に審査を付託されました議案第16号財産の取得についてにつきましては、去る10月5日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 岩田隆嘉予算決算常任委員長。

〔岩田隆嘉予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（岩田隆嘉） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第2号平成23年度三重県一般会計補正予算（第6号）外4件につきましては、去る10月4日から7日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、10月13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、10月4日から7日に開催された各分科会における審査の過程において特に議論のあった事項について申し述べます。

新県立博物館収蔵庫、ラック等購入に係る契約についてであります。

新県立博物館の整備については、現在の厳しい県財政にあって、議会において総額120億円に上る事業費及び4億5000万円の年間運営費が妥当なのか議論を尽くし、平成22年3月には建築工事費を含む平成22年度予算について、委員会での附帯決議を受けて本会議で議決しました。

また、知事におかれても、歳出をゼロベースで見直すとの方針により、財政状況等熟慮を重ねた上で、7項目の前提条件をつけて事業継続を決断されたところ です。

本案件は、新県立博物館収蔵庫、ラック等購入に係る契約のための債務負担行為として限度額7億4100万円を設定しようとするものですが、ラック等

は博物館に必要不可欠な設備であるにもかかわらず、事前の見積もりにおいてその額を把握できておらず、また、その後、高額な経費が見込まれることが判明した段階においても県民や議会に示されてこなかったことは遺憾であります。

今後は、県民の税金を使うという認識を強く持ち、今後発生する予定事業について、事業費の内訳が明確になった段階で速やかに県民や議会に対して説明されるよう要望します。

あわせて、新県立博物館の整備に当たっては、県民への周知と理解を求めることなど、さきに述べた附帯決議に留意するとともに、知事の示した新たな三つの方向と七つの前提項目の実現に向けて取り組み、博物館が県民にとってよりよいものとなるよう、引き続き努められることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

議長（山本教和） これより採決に入ります。

議案第2号から議案第17号まで及び議案第19号から議案第21号までの19件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第2号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第2号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

委員 長 報 告

議長（山本教和） 日程第2、認定第1号から認定第4号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。岩田隆嘉予算決算常任委員長。

〔岩田隆嘉予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（岩田隆嘉） 予算決算常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号平成22年度三重県水道事業決算外3件につきましては、去る10月3日及び13日の2回にわたり委員会を、10月5日及び6日に該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をまいりました。その結果、認定第1号平成22年度三重県水道事業決算外3件につきましては、いずれも全会一致をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論された主な事項について申し述べます。

まず、水道事業についてであります。

水道事業については、総収益が100億8495万円に対し、総費用143億2350万円であり、42億3855万円の純損失となりました。これは、前年度純利益18億9310万円に比べ、61億3165万円の収支の悪化となりました。主たる要因は伊賀水道用水供給事業を平成22年4月に伊賀市水道事業へ一元化したために生じた特別損失の発生によるものであり、水道事業の経営に影響を与えるものではありません。しかしながら、今後、水需要の大幅な伸びが期待できない上に、長期債務の償還や施設の耐震化、老朽劣化対策などの施設改良に係る資金需要が続くことから、経営環境は厳しいものと考えられます。長期債務

の利息支払いに係る財政的負担の軽減を図るため、平成24年度までの公的資金補償金免除繰上償還制度を引き続き活用し、高金利企業債の繰り上げ償還を行うなど、これからも安定的な経営を確保し、適切なサービスの供給に努められるよう要望します。

次に、工業用水道事業についてであります。

工業用水道事業については、総収益が60億5456万円に対し、総費用は52億8522万円であり、当年度純利益は7億6934万円で、対前年度比85.0%増となり、前年度に比べて3億5348万円増加しています。しかしながら、今後、水需要の大幅な伸びが期待できない中で、長期債務の償還に係る資金需要が続くことから、経営環境は厳しくなるものと思われます。このため、水道事業同様、高金利企業債や水資源機構割賦負担金の繰り上げ償還等に努められるとともに、コストの節減や新規立地企業への給水、既存企業の潜在的な需要の掘り起こしなどに引き続き取り組まれるよう要望します。

あわせて、水道施設及び工業用水道施設は県民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものであることから、施設の耐震化等の推進を引き続き進められるとともに、東日本大震災を踏まえた国、県の被害想定等の見直しの動向を注視しながら、津波対策を含めた各種防災計画の必要な見直しを早急に進められるよう要望します。

続いて、電気事業についてであります。

電気事業については、総収益32億2885万円に対し、総費用は32億1039万円で、1846万円の純利益となり、前年度に比べて3億2034万円の収支が改善しています。

水力発電事業については、譲渡先である中部電力株式会社との間で、平成23年8月に、譲渡価格、譲渡範囲、譲渡時期等に関する基本的事項の合意書が締結されたところであります。今後は、平成23年3月に締結された、譲渡・譲受に向けての確認書等に示された地域貢献、設備、用地等の課題について着実な解決を図るとともに、先般の台風12号により、青田発電所をはじめ、四つの発電所の施設において被害が発生していることから、その復旧も

あわせて進めつつ、平成25年4月からの段階的な譲渡を適切に進められるよう要望します。

RDF焼却発電事業については、水力発電譲渡後も平成28年度までは、企業庁が任意適用事業で運営することとされています。地方公営企業には独立採算による事業運営が求められることから、健全な経営を行うことができるよう、関係部局とともにその経営手法について検討を進められるよう要望します。

また、平成29年度以降の事業のあり方について、平成23年4月に、継続期間中は県が事業主体となることが合意されました。安全・安定運転を前提とした上で、平成29年度以降の経費の節減に資するよう、より効率的な施設の運用に努められるよう要望します。

最後に、病院事業についてであります。

病院事業については、総収益が181億970万円、総費用は186億6453万円であり、純損益は前年度に比べ4億6266万円改善しましたが、5億5483万円の純損失となり、前年度に引き続き赤字となりました。

これは、3病院で黒字を計上しましたが、志摩病院において、医師不足による入院稼働病床数の減少、救急患者受け入れ態勢の縮小などが進み、医業収益が減少していることによっています。

医師・看護師不足については、病院事業庁では従来から、三重大学との連携強化、研修医の確保、看護師の採用活動や離職防止など、医師、看護師の確保対策に取り組まれてきました。さらに、平成22年9月14日には知事からみえの地域医療を守る緊急メッセージが発表されるとともに、同年10月1日には知事部局に医師確保対策チームが設置され、全国からの医師の招聘や病院勤務医の負担軽減対策など、今後数年間の厳しい状況を乗り切るための緊急対策の取組が進められているところです。

病院事業庁におかれましては、知事部局及び関係機関と連携し、より一層の医師確保対策に取り組まれるよう要望します。

次に、未収金対策についてであります。

平成22年度末における診療費自己負担金に係る過年度収入未済額は、4病院合わせて1億6561万円となっています。未収金の回収については、裁判所を通じての支払い督促、弁護士法人への回収業務委託を実施するなど取組の強化を行い、平成22年度中に1880万円を回収していますが、新たに2461万円の未収金が発生しています。

今後とも早期の回収に努めるとともに、公費負担制度等の啓発を引き続き行うなど、さらなる未収金の低減に努められるよう要望します。

最後になりましたが、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しいことから、平成22年度決算では病院事業庁全体で7年連続の赤字を計上し、累積欠損金は63億803万円に達しています。運転資金については昨年度より若干持ち直しておりますが、一般会計からの一時借入金は27億円に達するなど、経常的な経営状況も非常に厳しい状況にあることから、累積欠損金の解消や安定的な資金の確保についての対応策が大きな課題となっています。

このような危機的状況を解消し、地域医療を確保するため、平成22年3月に県議会との議論を経て県立病院改革に関する基本方針がまとめられ、現在この方針に沿って、総合医療センターの特定地方独立行政法人化や志摩病院への指定管理者制度導入に向けての進められているところです。

病院事業庁におかれましては、このような状況にかんがみ、県立病院改革について健康福祉部と十分に連携して進めていただくとともに、運営形態変更後も診療行為に支障の出ない体制とすることが患者や地域住民にとって重要であることから、現在病院に勤務している職員に十分な説明を行い、円滑な移行に努められるよう要望します。

また、運営形態が変更されるまでの間においても、引き続き県民の期待と信頼にこたえ、良質で満足度の高い医療サービスを継続的に提供できるよう、関係機関と十分な連携を図りつつ、各病院長のリーダーシップのもと、経営健全化に取り組まれるよう強く要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（山本教和） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

議長（山本教和） これより採決に入ります。

認定第1号から認定第4号までの4件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

請 願 の 審 議

議長（山本教和） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択7件、一部採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

議長（山本教和） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。34番 中嶋年規議員。

〔34番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

34番（中嶋年規） 志摩市選出の中嶋年規でございます。討論の機会を与えていただきましたことに深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

請願第6号、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願に對しまして、自治事務である教育行政については地方自治体がイニシアチブを持ち、教育の現場においても地方分権、地域主権を実現していくことが、次の時代を担う子どもたちにとって、ひいては本県の未来にとって重要であるとの立場から、その採択に反対をいたします。

義務教育において、教育水準の維持向上、機会の均等、無償制、この以上の3点は、欠かすことのできない基本理念であることは論をまたないところでございます。

その基本に立って国の果たすべき役割を整理しますと、教育水準の維持向上を実現するために学習指導要領や教科書検定によってあるべき学習内容や水準を設定し、その達成度合いについて全国学力・学習状況調査などによって評価を行う役割を国は求められています。

二つ目の機会の均等を実現するために、国は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、全国どこに住んでいても、標準的で適切な学校規模を示す役割が求められます。

三つ目の無償制の実現には、国のみならず地方自治体も含め、十分な教育予算を確保することが求められます。

その手法として、義務教育費国庫負担制度がこれまで一定の役割を果たしてきたことは否定いたしません。しかし、この制度をさらに充実することによって、教育警察常任委員会の審議に参考人として来られた三重県PTA連合会会長がおっしゃっていました、子どもたち目線で図書や学校施設、教育教材などの充実、きめ細やかな教育を実現してほしいとの思いにこたえることはできないと思います。それどころか、地方自治体が、義務教育費は国庫負担が原則、そうでなければ教育水準が保たれないという、明治以来続く中央集権型の思考のまま停止してしまうおそれがあると考えます。

教育予算は、昭和60年度以降、義務教育国庫負担金の対象は次第に縮小され、義務教育に要する経費の7割以上は地方税や地方交付税などの一般財源で賄われているのが現状です。しかも、税源移譲を伴わない形で、学校教育

に関する権限を国に温存したまま進められてきたのです。

今日的な様々な教育課題を解決するためには、子どもたちや保護者など、教育サービスの受け手の立場から、様々なニーズに応じた弾力的で多様な教育を実現することが求められています。そのためには、これまでの国頼みの発想から脱却し、教育行政を地方自治体が自らの判断と責任において、地域の実情に即した特色ある教育政策を展開することが重要です。また、こうした教育行政に対して、地域住民も広く意見を出し、教育に参画し、その成果を学校教育の中で生かしていくことがこれからの教育のあり方であると考えます。

こうした理念を具体的に実現させていくことが、分権時代を推進する私たち三重県議会の役割ではないでしょうか。よって、私たちが国に求めるべきは、請願にある義務教育費国庫負担制度の存続や充実ではなく、地方自治体が、子どもたちや保護者、教職員、地域社会と創意工夫をしながら、鈴木知事のお言葉をおかりしますと協創できるような、地方分権、地域主権の時代にふさわしい教育行政の実現にあると考えます。それを実行していくための財源については、一般財源を基調としつつ、地域間格差を生じさせないよう、地方交付税による財源保障を法律で規定することなどにあると考えます。そのことが、県民に対する責任ある教育を実現することにつながると確信しております。こうした理由によりまして、本請願への採択には反対をするものであります。

本請願と同趣旨の内容のものは、平成18年から毎年議会へ提出されています。本年は、教育再生を優先政策の一つとして掲げた鈴木知事が当選された変化の年です。こうしたときだからこそ、私たちは三重県の教育のあり方を改めてしっかりと議論する必要があると考えます。そうした中、今回の教育警察常任委員会における請願の審査において、参考人制度を積極的に活用し、広く意見を聴取するべきとの御提案があったものの、それが十分になされていないのではないかとの声が上がっていることは、個人的に非常に残念であります。

いずれにしましても、子どもたちは一人ひとり個性があり、それぞれが個別具体的で多様な存在です。また、教育ニーズも多岐にわたってきていることから、それらの状況をよく理解できる、現場に近い教職員、PTA、地域住民、地方自治体が、文部科学省に気兼ねせず、地域の特色を生かし、地域の民意を教育行政に反映しやすくする必要があります。その実現に向けた制度創設を私たちは求めるべきであって、それは義務教育費国庫負担制度の充実とは異なるものであると考えます。

議員各位におかれましては以上の趣旨を御理解いただくことを切に望み、反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（山本教和） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、請願第3号東日本大震災の復興と森林・林業の再生に向けた「森林整備加速化・林業再生事業」の拡充延長を国に要請すること及び県産材利用拡大のための木造住宅補助制度の創設を求めることについて、請願第4号通所サービス利用促進事業の制度存続を求めることについて、請願第5号公衆浴場施設設備の整備に伴う助成を求めることについて、請願第8号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて、請願第9号防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めることについて及び請願第10号三重県立聾学校独自の寄宿舎存続を求めることについての6件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択または一部採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の

決定どおり採択または一部採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第7号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの 健康福祉病院常任委員会関係

請願第4号 通所サービス利用促進事業の制度存続を求めることについて

請願第5号 公衆浴場施設設備の整備に伴う助成を求めることについて

教育警察常任委員会関係

請願第8号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて

請願第10号 三重県立聾学校独自の寄宿舎存続を求めることについて

意見書案審議

議長（山本教和） 日程第4、意見書案第2号東日本大震災からの復興及び森林・林業の再生に向けて森林整備加速化・林業再生事業の拡充延長を求め

る意見書案、意見書案第3号通所サービス等利用促進事業の継続を求める意見書案、意見書案第4号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案、意見書案第5号新・教職員定数改善計画（案）の着実な実施及び教育予算の拡充を求める意見書案、意見書案第6号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案、意見書案第7号防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の充実を求める意見書案、意見書案第8号地方財政の充実及び強化を求める意見書案、意見書案第9号円高・デフレ対応のための経済対策を求める意見書案及び意見書案第10号子ども・子育て新システムの充実を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第8号から意見書案第10号までは委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第8号から意見書案第10号までは委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

議長（山本教和） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第2号、意見書案第3号及び意見書案第6号から意見書案第10号までの7件を一括して起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

決 議 案 審 議

議長（山本教和） 日程第5、決議案第1号第76回国民体育大会の招致に関する決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

議長（山本教和） これより採決に入ります。

決議案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

特 別 委 員 長 報 告

議長（山本教和） 日程第6、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議

題といたします。

本件に関し、特別委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。藤田宜三東日本大震災に関する復旧・復興支援調査特別委員長。

〔藤田宜三東日本大震災に関する復旧・復興支援調査特別委員長登壇〕

東日本大震災に関する復旧・復興支援調査特別委員長（藤田宜三） 東日本大震災に関する復旧・復興支援調査特別委員会における調査の結果について御報告申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、想定をはるかに上回る揺れ、津波だったことから、東北地方沿岸部をはじめとして、東日本地域に甚大な被害を及ぼしました。三重県では早速三重県東日本大震災支援本部を設置し、他の都道府県同様、被災地への物的支援や人的支援を行うとともに、被災者の受け入れ等にも対応してきました。

本委員会は復旧・復興支援の調査を行う目的で設置され、2点について検証しました。

1点目は本県のこれまでの被災地への支援策の検証と、2点目は広域自治体としての県が県内市町や民間ボランティア等と連携協力して目的を達成しているかを検証するため、県の初動対応や各部局の支援内容を調査するとともに、緊急消防援助隊やスクールカウンセラー、医療救護班、ボランティア等の方々を参考人として招致しての聞き取り調査や被災地への県外調査を実施するなど、これまで5回の委員会を開催し、本県の支援が被災地で生かされているか、他の機関と連携し効果ある支援となっているか、調査を行いました。

まず、本県の被災地への支援についてですが、物的支援、人的支援においてもあらゆる部局が被災地からの要請に基づき迅速に対応しました。本県と県内市町が人的支援を行っている宮城県塩竈市と同県多賀城市、みえ災害ボランティア支援センターが支援する岩手県山田町の災害ボランティア支援セ

ンターでそれぞれの支援について調査したところ、本県及び三重県内市町、みえ災害ボランティア支援センターの切れ目ない支援に深く感謝していました。

ただ、被災地からの支援要請を受けた国の機関や全国知事会それぞれが各道府県の関係部局に要請をしたことから、本県では、知事会からの要請に基づく派遣先は宮城県、厚生労働省からの要請に基づく医療救護班や保健師等の派遣先は岩手県となり、二つの県に人的支援を行うことになりました。

一方、人命救助や給水活動等、支援内容が明らかな支援については、阪神・淡路大震災以降、災害時相互応援協定が締結され、指示系統が明確であるとともに、日ごろからの訓練をしていることから、スムーズに対応できました。

また、他県の被災地への対応についても調査したところ、阪神・淡路大震災を経験している兵庫県は、音信不通のところほど被害が大きいので、要請を待たずにこちらから支援に向くと知事が決定し、宮城県気仙沼市、石巻市、南三陸町に現地支援本部を置き、現場で判断できる部局長を含むスタッフを派遣して状況を把握し、適切なニーズを踏まえた支援を行っています。

東海地震を見据え防災対策に取り組んでいる静岡県は、全国知事会からの物的支援先を指定された岩手県に先遣隊を送り込み、後方支援機能を有している遠野市に静岡県現地支援調整本部を設置することを知事が判断し、遠野市とともに山田町と大槌町を支援しています。あわせて、静岡県災害ボランティア支援センターと静岡県社会福祉協議会も山田町を支援しています。

両県とも、現地で判断できる部局長を中心とした態勢を整えていました。南三陸町と山田町でそれぞれの県の支援について調査したところ、いずれも通信手段を失い、行政機能を損失したことで我が町の被災状況を把握することも発信することもできない中で、兵庫県や静岡県のようにこちらから要請せずとも必要なことを支援してくれる、被災地に寄り添う姿勢がとてもうれしかったと伺いました。

このような状況から、当委員会として次の3点について意見を申し上げます

す。

1点目は、支援の統一についてであります。

静岡県には当初、厚生労働省から宮城県を支援するよう指示がありました。が、支援はばらばらに広く薄くするのは効果的でなく、集中して行うという知事の判断により、厚生労働省からの指示のあった支援先を岩手県に変更しました。三重県においては、医療救護班、保健師が岩手県に、その他多くの支援は宮城県という状況の中で、岩手県山田町を支援したみえ災害ボランティア支援センターも、三重県と同じ市町を支援していれば、もう少し行政や保健医療部門と連携できたのではないかと、同じ課題を持つためにも同じ場所を支援すべきだったと課題を挙げていました。

大震災発生から半年が経過し、本県の支援も被災地で高く評価され、既に支援先も確定していますが、今後大きな災害が発生したときに効果的に支援を行うためには、支援する県を一つに統一することを要望いたします。具体的には、特定の被災自治体と1対1のペアを組んで復旧、復興を推進するカウンターパート方式による支援を行うよう、同時に被災することのない自治体と事前に協定を締結するとともに、実効的に機能するように全体として情報共有に努め、各部門において常日ごろから訓練を実施し、人材交流を含めた連携づくりに取り組むよう要望いたします。

また、県外の災害への対応について、県内市町とも連携してできるだけ統一的な支援ができる体制づくりにも、県が主体的に取り組むよう要望します。

2点目は、長期支援についてであります。

被災地が求める支援の内容は、刻々と変化しています。今後は、被災者の心のケアへの対応や迅速かつ効果的な復興プランの策定、事業の推進が求められており、心のケア、都市計画、建築等に係る専門的な職員による長期の技術支援、人的支援が必要です。

そのため、県が率先して、市町、企業、様々な団体等で構成した協議の場を設け、それぞれの役割分担と支援できる項目を明確にし、県はそれらを調整しつつ、国の財政的支援等を活用して計画的に支援を行うよう要望します。

また、専門的知識を有する人材は限られており、今後想定されている東海・東南海・南海地震への備えとして長期的な視野に立って、県は緊急時に対応可能な人材育成にも取り組むよう要望します。

3点目は、本県の県庁内の体制についてであります。

今回の大震災では、基礎自治体そのものが被災し、行政機能が低下しました。その中で、広域自治体としての県は基礎自治体に対応できない部分を補完する役割を担うことが求められています。そのため、自治体が被災した場合には早急に現地支援本部を設置し、現地に派遣した職員が自律的に判断して行動できるよう、副知事や部局長を含めた職員を派遣する体制を整えるなど、事前の準備を十分にしておくことが必要です。

さらに、岩手県遠野市のように歴史的に津波被害のない県内の市町が後方支援拠点地域として活動するため、県は後方支援に取り組む市町を支援するよう要望します。また、後方支援に対する国の支援制度確立に向け、県からも国に対し要請するよう要望します。

以上申し述べましたが、被災地に対する支援は今後長期にわたり必要です。県は主体性を持って、それらの地域の状況収集をはじめ、そのニーズに応じて迅速、的確に対応することが必要であり、県こそがその役割を担うことができる存在です。今後、地方自治体の権限、義務が増大し、県に期待される役割も増しています。三重県のこの間の、そして今後の支援は、東海・東南海・南海地震が発生した場合にも必ずや生かされます。市町、企業、各種団体と協働して被災地へのよりきめ細かな支援を行われることを要望し、本委員会としての報告を終わります。

議長（山本教和） 以上で特別委員長の報告を終わります。

特別委員会の廃止

議長（山本教和） 日程第7、東日本大震災に関する復旧・復興支援調査特別委員会廃止の件を議題といたします。

お諮りいたします。東日本大震災に関する復旧・復興支援調査特別委員会

は、その調査を終了いたしましたので廃止いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、東日本大震災に関する復旧・復興支援調査特別委員会は廃止することに決定いたしました。

追 加 議 案 の 上 程

議長（山本教和） 日程第8、議案第24号から議案第26号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

議長（山本教和） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） それでは、ただいま上程されました補正予算3件につきまして、その概要を説明いたします。

今回の補正予算は、台風12号に係る被害等の早期復旧を図るため、緊急に必要な経費について補正を行うものです。各会計の補正額は、一般会計で287億669万7000円を、企業会計で2億2763万円をそれぞれ増額し、合わせて289億3432万7000円の増額となります。

まず、一般会計についてその概要を説明いたします。

歳出としては、第1に、被災された方々への生活・住宅再建支援について、市町が実施する被災者の生活支援及び住宅再建支援に要する経費の一部を助成する経費として3億4085万円、市町が実施する被災した住宅の復興のための資金借り入れに係る利子補給に対し助成する経費として360万円、災害により亡くなられた方の遺族に市町が支給する災害弔慰金の一部を負担する経費として1123万8000円、災害により負傷または住居、家財に被害を受けられた方に災害援護資金の融資を行う市町に対する原資の貸付金として2億3843万8000円、被災した市町を支援するため市町への貸付金制度を拡充する経費

として2億1000万円を計上しています。

第2に、救助活動の実施について、災害救助法に基づき救援物資の支給等を行うとともに、市町が応援救助に要した費用を負担する経費として5億2707万7000円、みえ災害ボランティア支援センターが実施する被災地へのボランティアバスの運行を支援するための経費として179万円を計上しています。

第3に、農林漁業の復興支援について、冠水等罹災したミカン園地での褐色腐敗病を防ぐための薬剤散布に対し助成する経費等として3134万5000円を計上しています。

なお、台風12号により被害を受けた農業者や漁業者等を対象に、利子助成や融資条件の緩和などを行います。

最後に、社会基盤の早期復旧について、道路、河川、砂防施設等の復旧などに係る経費として213億4325万4000円、農林水産施設の復旧などに係る経費として52億9222万8000円、社会福祉施設等の復旧に係る経費として1億4357万1000円、県有施設等の復旧に係る経費として5億3176万7000円を計上しています。

歳入としては、国庫支出金について164億5993万円、県債について90億5695万8000円、繰入金について財政調整基金及び災害救助基金合わせて31億7405万9000円を増額しています。

次に、企業会計についてその概要を説明いたします。

災害により被害を受けた水力発電所施設等の復旧に係る経費として、水道事業会計で1億4448万円、電気事業会計で8315万円をそれぞれ計上しています。

なお、台風12号により被災された方々の早急な生活再建や営業再開に向けての支援策として、既に各種免許証等の再発行手数料等の減免や修学資金の返還免除等の措置を行っているところです。

今後も、国、市町、関係機関等と十分連携を図りながら、被災された方々の生活再建支援に取り組んでいくとともに、社会基盤の復旧に全力を挙げて

取り組んでいきたいと考えています。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（山本教和） 以上で提出者の説明を終わります。

休 憩

議長（山本教和） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時5分休憩

午後1時29分開議

開 議

議長（山本教和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号から議案第26号までの審議を継続いたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

議長（山本教和） お諮りいたします。本件はお手元に配付の議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議案付託表

予算決算常任委員会

| 議案番号 | 件名 |
|------|--------------------------|
| 24 | 平成23年度三重県一般会計補正予算(第8号) |
| 25 | 平成23年度三重県水道事業会計補正予算(第2号) |
| 26 | 平成23年度三重県電気事業会計補正予算(第3号) |

追加議案審議

議長(山本教和) 日程第9、議案第27号を議題といたします。

提案説明

議長(山本教和) 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事(鈴木英敬) ただいま上程されました議案第27号について御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、収用委員会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長(山本教和) 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本教和) 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

議長（山本教和） これより採決に入ります。

議案第27号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

追 加 議 案 の 上 程

議長（山本教和） 日程第10、認定第5号から認定第17号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

議長（山本教和） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、その概要を説明いたします。

認定第5号から第17号までは、平成22年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入面において県税収入が予算で見込んでいた額に対し増収になるとともに、歳出面においても執行残が生じたこと等により、実質収支としまして60億7886万円余の剰余が生じました。このうち、2分の1に相当する30億4000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に積み立て、残余の30億3886万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、県債管理特別会計ほか11の特別会計につきましても実質収支で36億1604万円余の剰余が生じたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第36号及び第37号は、関係法律に基づき、健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率について、それぞれ報告するものです。

なお、平成22年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（山本教和） 以上で提出者の説明を終わります。

ただいま議題となっております認定第5号から認定第17号までに対する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

議長（山本教和） お諮りいたします。認定第5号から認定第17号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、本件は直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

| 認定番号 | 件 名 |
|------|----------------------------------|
| 5 | 平成22年度三重県歳入歳出決算 |
| 6 | 平成22年度三重県交通災害共済事業歳入歳出決算 |
| 7 | 平成22年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業歳入歳出決算 |
| 8 | 平成22年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業歳入歳出決算 |

| | |
|----|--------------------------------|
| 9 | 平成22年度三重県農業改良資金貸付事業等歳入歳出決算 |
| 10 | 平成22年度三重県地方卸売市場事業歳入歳出決算 |
| 11 | 平成22年度三重県林業改善資金貸付事業歳入歳出決算 |
| 12 | 平成22年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業歳入歳出決算 |
| 13 | 平成22年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等歳入歳出決算 |
| 14 | 平成22年度三重県港湾整備事業歳入歳出決算 |
| 15 | 平成22年度三重県流域下水道事業歳入歳出決算 |
| 16 | 平成22年度三重県公共用地先行取得事業歳入歳出決算 |

議 員 派 遣 の 件

議長（山本教和） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 第11回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的

都道府県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議会間の一層の連携を深め、今後の議員活動に資する。

(2) 派遣場所

東京都

(3) 派遣期間

平成23年11月15日 1日間

(4) 派遣議員

| | |
|----------|----------|
| 藤根 正典 議員 | 小島 智子 議員 |
| 大久保孝栄 議員 | 中西 勇 議員 |
| 吉川 新 議員 | 杉本 熊野 議員 |
| 中村欣一郎 議員 | 村林 聡 議員 |
| 中嶋 年規 議員 | 西場 信行 議員 |

議長（山本教和） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

議長（山本教和） お諮りいたします。明19日から23日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、明19日から23日までは休会とすることに決定いたしました。

10月24日は、午後1時より本会議を開きます。

散 会

議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。

午後1時35分散会